

平成22年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

S H神社は、I 県H市に所在する宗教法人であり、全国約 3000 社にのぼるS 神社の総社として全国的に知名度の高い神社であって、例えば初詣には地元及び遠方からの参詣者が例年 18 万人から 20 万人を超えるほどの実績を持つ。このS H神社の御鎮座二千百年式年大祭(「本件大祭」)は、20**年に当該神社の鎮座二千百年となることを記念して、同年 10 月 7 日から 11 日に行われる予定の祭事であった。本件大祭の奉賛会(「本件奉賛会」)は、会員から志納された奉賛金等を当該S H神社に奉納して、本件大祭の実施及びこれに伴う諸事業を奉賛することを目的として結成された団体である。本件奉賛会の発会式(「本件発会式」)は、同年 1 月に、H市内の一般施設で開催され、関係者約 120 名が出席し、約 40 分で終了した。本件発会式の式次第は、①開会の辞、②本件奉賛会会長挨拶、③本件奉賛会役員祝辞、④本件奉賛会役員紹介、⑤来賓紹介、⑥本件奉賛会の事業計画の説明、⑦S H神社宮司お礼の言葉、⑧乾杯並びに挨拶、⑨閉会の辞、という順序・内容であった。本件奉賛会の事業計画の内容は、本件大祭を盛大に執り行うこと、S H神社内に新たな心身修行の場・参拝者の無料休憩所を設けること、S H神社内の建物を一部改築すること、境内地取得、その他の付帯事業、から構成されている。この発会式において本件奉賛会会長は、「信者皆様方の総力を結集して、このたびの奉賛事業が遂行されますよう」との挨拶を述べ、またS H神社宮司はそのお礼の挨拶の中で、「信者各位の絶大なる御協賛によって諸事業が完遂され、来る 20**年 10 月に本件大祭が盛大に執り行われるように皆様方のご協力を賜りたい」旨のお願いの言葉を述べた。この奉賛会の顧問でもあったH市長Aは、公用車を使用のうえ同市職員を同行してこの発会式に来賓として出席し、上記⑧の「乾杯並びに挨拶」において来賓として祝辞を述べた。その祝辞の内容は、S H神社がH市にとって重要な観光資源であること、ユネスコが進める世界遺産登録にあたって、H市としては現在、文化遺産・自然遺産を兼ね備えた複合遺産としてS H神社を含めたH山一帯の暫定リスト入りを目指して準備を進めており、S H神社がこの文化遺産の中核にあること、このような状況の中で行われる本件大祭には多数の観光客の来訪が見込まれるものであって、市長としても本件大祭の盛行を祈念するところである、というものであった。

問 H市長であるAが同市の職員を同行して本件発会式に出席し、H市長として祝辞を述

(憲法)

べた行為は、わが国の憲法が定める政教分離原則に違反するか否かにつき、関連する判例・学説に触れつつ、答えなさい。 (配点：60点)

(憲法)

第2問

日本国憲法上の手続保障規定（憲法 31 条以下）の行政手続に対する射程について、事例を挙げつつ論じなさい。 (配点: 40 点)